

標題 : 役員選挙の告示について  
発信番号 : 自治労発2024第0951号  
発信日付 : 2024年8月15日  
宛先(団体) :  
宛先 : 各県本部委員長様  
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合  
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

日頃のご活躍に敬意を表します。  
役員選挙規程第5条に基づき、次の通り役員選挙の告示を行います。

## 記

### 1. 選挙に付される役員の種類と定数の確認

規約第31条および役員選挙規程第12条に規定されている役員の種類と定数

(1) 評議会等の承認を必要とする中央執行委員 1名

(青年部長 1名)

(2) 監査委員 1名

### 2. 立候補届出受付の期間・場所

期間: 2024年8月15日(木)～8月28日(水)17:00まで

場所: 【～8月27日(火)まで】自治労本部選挙委員会事務局(総合企画総務局企画担当)  
【～8月28日(水)17:00】TKPガーデンシティ千葉4階「ラルゴ」企画担当事務局

※候補者の要件(役員選挙規程第7条による)

第7条 役員等の候補者は、役員選挙が行われる年の4月1日時点で満64歳未満の組合員でなければならない。ただし、欠員が生じて役員選挙を行う場合は、直前の役員選挙を行った定期大会における年齢要件を適用するものとする。

2 立候補者は、その属する加盟組合および加盟組合の属する都道府県本部の推薦を得なければその資格を得ることができない。

3 立候補者が書記の場合は、直属支部および一以上の都道府県本部の推薦を得なければその資格を得ることができない。ただし、立候補者が県本部書記または単組書記の場合は前項による。

4 第2項の推薦のほか、中央執行委員のうち選出評議会がある中央執行委員への立候補者は、規約第27条による当該評議会の幹事会での推薦を、中央執行委員のうち青年部長または女性部長への立候補者は、規約第28条による青年部または女性部の定期総会での推薦を、それぞれ得なければその資格を得ることができない。

附則第25条 第163回中央委員会における改正は2023年4月1日から適用する。ただし、第7条の「満64歳未満」については、(1)2025年3月31日までの間は「満60歳未満」、(2)2027年3月31日までの間は「満61歳未満」、(3)2029年3月31日までの間は「満62歳未満」、(4)2031年3月31日までの間は「満63歳未満」と読み替える。

※立候補に必要な書類等(役員選挙規程第8条による)

第8条 立候補に必要な資格を証する書類を添え、選挙委員会に立候補届(様式1)を提出する方法とする。立候補届は、選挙委員会の指定する期日までに選挙委員会に届け出なければならない。

2 前項の必要な資格を証する書類とは、次の通りとする。

(1) 第7条第2項および第3項に規定する中央執行委員への立候補の場合には、候補推薦届(様式2)

(2) 第7条第4項に規定する評議会等の推薦を必要とする中央執行委員への立候補の場合には、(1)に加えて評議会、青年・女性部長用候補推薦届(様式3)

### 3. 投開票日時

2024年8月29日(木) 議事終了後、電子投票にて実施

2024年8月30日(金) 選挙委員長による開票結果報告

### 4. その他

(1) 印鑑については、単組委員長印、県本部委員長印、評議会議長印がなければ、個人印でも結構です。押印をお忘れなよう願います。

(2) 候補者の顔写真1枚・経歴を書類に同封、またはデータで送付していただきますようお願いいたします。

(宛先: kikaku@jichiro.gr.jp)

(3) 年齢については、2024年4月1日時点の年齢を記載して下さい。

(4) この件に関するお問い合わせは、自治労本部・総合企画総務局企画担当(窪田、三浦)ま

をお願いいたします。

添付ファイル：

様式1：立候補届.docx

様式2：候補推薦届.docx

様式3：候補推薦届（評議会、青年・女性部長用）.docx